

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	16
その他	
○平成29年度行政書士試験の合格者 (法務課)	17

## 規 則

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。  
平成30年2月1日  
高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第1号

#### 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年高知県条例第15号）附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成30年4月21日とする。

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年2月1日  
高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第2号

#### 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。  
第14条を第25条とする。  
第13条第1項中「第17条」を「第19条」に、「別記第13号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条第2項中「第17条第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第1号中「第16条各号」を

「第18条各号」に改め、同条第3項中「第18条第3項」を「第20条第3項」に改め、同条を第24条とする。

第12条第1項中「別記第11号様式による資料寄贈（寄託）申込書」を「別記第22号様式による資料等寄贈（寄託）申込書」に改め、同条第3項中「別記第12号様式による資料受領書」を「別記第23号様式による資料等受領書」に改め、同条を第23条とする。

第11条中「資料」を「資料等」に改め、同条を第22条とする。  
第10条第1号中「資料」を「資料等」に改め、同条第2号中「次条において」を「以下」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の3条を加える。  
（管理上の立入り）

**第19条** 利用者は、記念館の関係職員が記念館の施設、設備等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。  
（設備の制限）

**第20条** 利用者は、記念館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。  
（原状回復義務）

**第21条** 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第9条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、記念館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

第9条の見出し中「入館料」を「観覧料」に改め、同条第1項中「第13条第4項」を「第15条第4項」に、「第12条ただし書」を「第14条ただし書」に、「基づき入館料」を「基づき観覧料」に、「還付する入館料」を「還付する観覧料」に、「既納又は過納となる入館料又は使用料の額に相当する」を「当該各号に定める」に改め、同項第1号中「資料の観覧」を「資料等の観覧若しくは利用施設の利用」に、「資料の撮影等の許可若しくは写真等の撮影の許可を取り消した場合」を「利用の許可、写真等の撮影の許可若しくは資料等の撮影等の許可を取り消した場合 既納又は過納となる観覧料又は使用料の額に相当する額」に改め、同項第2号中「撮影等」を「利用等」に、「場合」を「場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までにあつた場合 既納又は過納となる使用料（附属設備の使用料を除く。）の額の2分の1に相当する額及び既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

(3) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2日前に当たる日の翌日から

当該利用を開始する日の前日までの間にあつた場合 既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

第9条第2項中「第13条第4項」を「第15条第4項」に、「第12条ただし書」を「第14条ただし書」に、「入館料の」を「観覧料の」に、「入館券」を「観覧券」に、「別記第10号様式による入館料還付請求書」を「別記第19号様式による観覧料還付請求書」に改め、同条第3項中「第13条第4項」を「第15条第4項」に、「第12条ただし書」を「第14条ただし書」に、「別記第10号様式の2」を「別記第20号様式」に改め、同条第4項中「入館料」を「観覧料」に、「入館券」を「観覧券」に、「別記第10号様式の3」を「別記第21号様式」に改め、同条を第17条とする。

第8条の見出し中「入館料」を「観覧料」に改め、同条第1項中「第13条第4項」を「第15条第4項」に、「第11条」を「第13条」に、「入館料」を「観覧料」に改め、同条第2項中「第13条第4項」を「第15条第4項」に、「第11条」を「第13条」に、「使用料を減額する」を「使用料を減額し、又は免除する」に、「及び当該減額する額」を「は、次の各号のいずれかに該当する」とし、減額する場合の当該額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、県若しくは教育委員会と共催し、又は県若しくは教育委員会の後援を受けて展覧会等を開催する場合で、知事が必要であると認めるとき。  
(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要であると認めるとき。

第8条第3項中「第13条第4項」を「第15条第4項」に、「第11条」を「第13条」に、「入館料又は使用料」を「観覧料」に、「別記第8号様式による入館料減額（免除）承認申請書又は別記第8号様式の2による使用料減額（免除）承認申請書」を「別記第15号様式による観覧料減額（免除）承認申請書」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「入館料」を「観覧料」に、「別記第9号様式による入館料減額（免除）承認通知書又は別記第9号様式の2」を「別記第17号様式による観覧料減額（免除）承認通知書又は別記第18号様式」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加え、同条を第16条とする。

4 条例第15条第4項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書、第6条第1項の写真等撮影許可申請書若しくは第8条第1項の資料等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第7条第2項の利用等変更許可申請書とともに提出しなければならない。

第7条の見出し中「入館料」を「観覧料」に改め、同条中「第13条第2項」を「第15条第2項」に、「入館料」を「観覧料」に改め、同条を第15条とする。

第6条第1項中「第10条第1項」を「第12条第1項」に、「別記第6号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第12条第2項」に、「受けた」を「得た」に、「別記第7号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(附属設備に係る基準額)

**第14条** 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の3の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

第5条中「第8条ただし書」を「第10条ただし書」に改め、同条を第12条とする。

第4条の2中「資料の撮影等の許可」を「写真等の撮影の許可を受けた者又は資料等の撮影等の許可」に、「資料の撮影等に係る」を「資料等の撮影等に係る」に改め、「又は写真等の撮影の許可を受けた者」を削り、「第8条」を「第10条」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「第3条第1項の資料撮影等許可書又は第3条の2第2項の写真等撮影許可書若しくは第3条の3第3項の写真等撮影変更許可書」を「第6条第2項の写真等撮影許可書若しくは第7条第3項の利用等変更許可書又は第9条第1項の資料等撮影等許可書」に改め、同条を第11条とする。

第4条の前の見出しを削り、同条第1項中「資料」を「資料等」に、「」を「)」又は利用の許可を受けた者」に、「第8条」を「第10条」に、「第13条第1項の規定による入館料を指定管理者が定める入館券と引換え」を「第15条第1項の規定による観覧料若しくは使用料を、観覧の際は指定管理者が定める観覧券と引換えに、又は第3条第1項の利用許可書若しくは第5条第1項の利用等変更許可書の交付を受ける際」に改め、同条第2項中「第14条各号」を「第16条各号」に、「入館料」を「観覧料」に改め、同条第3項中「入館券」を「観覧券」に、「別記第3号様式」を「別記第9号様式又は別記第10号様式」に、「別記第4号様式」を「別記第11号様式」に改め、同項ただし書中「第14条各号」を「第16条各号」に、「別記第5号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第4項中「入館券」を「観覧券」に改め、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「(利用料金等の納付の時期等)」を付する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の見出し中「資料撮影等許可書」を「資料等撮影等許可書」に改め、同条第1項中「(記念館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条第1項及び第2項、第3条の3第1項から第3項まで、第4条第1項及び第4項ただし書、第4条の2ただし書並びに第11条において同じ。)」及び「又は第2項」を削り、「撮影等の許可」を

「資料等の撮影等の許可」に、「資料撮影等許可書」を「資料等撮影等許可書」に改め、同条第2項中「資料撮影等許可書」を「資料等撮影等許可書」に、「別記第2号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第3項中「資料」を「資料等」に改め、同条を第9条とする。

第2条の見出し中「資料」を「資料等」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「資料の」を「資料等の」に改め、「条例第2条第1項に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。))」を削り、「資料撮影等許可申請書」を「資料等撮影等許可申請書」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第8条とする。

2 知事に対して提出する前項の資料等撮影等許可申請書は、別記第7号様式によるものとする。

第1条の次に次の6条を加える。

(利用の許可の申請)

**第2条** 条例第5条第1項の利用施設(同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、記念館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の1年前から1月前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者(記念館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項及び第4項ただし書、第11条ただし書、第20条ただし書、第21条ただし書並びに第22条において同じ。)が特に認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

**第3条** 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

(利用の取消しの届出等)

**第4条** 利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用等変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。  
(利用等変更許可書の交付等)

**第5条** 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用等変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

(写真等の撮影の許可の申請等)

**第6条** 条例第6条の写真等の撮影の許可(以下「写真等の撮影の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める写真等撮影許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影の許可をするときは指定管理者が定める写真等撮影許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に対して提出する第1項の写真等撮影許可申請書は別記第5号様式に、知事が交付する前項の写真等撮影許可書は別記第6号様式によるものとする。

(写真等の撮影の取りやめの届出等)

**第7条** 写真等の撮影の許可を受けた者は、当該撮影を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の写真等の撮影の許可を受けた事項の変更の許可(次項において「写真等の撮影の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に対して提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第3号様式に、知事が交付する前項の利用等変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第14条関係）

附属設備名	単位	基準額		
		基本利用料金		時間外利用料金（1時間につき）
		午前	午後	
天吊型液晶プロジェクター	1式	1,200円	2,000円	400円
電動スクリーン	1張	300円	500円	100円
ダイナミックマイク	1本	30円	50円	10円
ワイヤレスマイク	1本	90円	150円	30円
演台	1台	330円	550円	110円

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間をいう。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。
- 4 消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。

別記様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 ④  
(電話番号)

[法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名 ]

高知県立坂本龍馬記念館利用施設利用許可申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立坂本龍馬記念館の利用施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用責任者の住所及び氏名		住 所	電話番号	
		氏 名		
利 用 目 的 (催物の名称及び内容)				
利 用 施 設		ホール ・ 企画展示室		
附属設備の利用の有無		利用する ・ 利用しない		
利 用 期 間		年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで	日間	
使 用 料 の 額		円	そ の 他 参考事項	
※ 決 裁 欄			※ 使 用 料 の 額	円
			※ 受 付 年 月 日	年 月 日
※	利 用 の 変 更 等		※ 許 可 年 月 日	年 月 日
有 ・ 無		※ 許 可 番 号	第 号	
※ 決 裁 欄			※ 処 理 区 分	年 月 日
※ 許 可 の 条 件 そ の 他				

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第2号様式**（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立坂本龍馬記念館利用施設利用許可書

年 月 日付で申請のありました高知県立坂本龍馬記念館の利用施設の利用については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号
	氏 名	
利 用 目 的 (催物の名称及び内容)		
利 用 施 設	ホール ・ 企画展示室	
利 用 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで	日間
使 用 料 の 額	円	
利用の許可の条件その他		
注 1 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例及び高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。		
2 利用に際しては、高知県立坂本龍馬記念館の関係職員の指示に従ってください。		
3 高知県立坂本龍馬記念館の附属設備以外の設備について利用の許可を受けたときの電気設備については、電気使用料の実費を徴収します。		
4 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。		

**第3号様式**（第4条、第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 ④  
(電話番号)  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立坂本龍馬記念館利用等変更許可申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により高知県立坂本龍馬記念館の利用施設の利用又は写真等の撮影の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日		第 号	
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
その他参考事項					
変更前の許可に係る使用料の額				円	
※許可の条件その他					
※決裁欄				※変更前の許可に係る使用料の額	円
				※変更後の許可に係る使用料の額	円
※利用の変更等		有 ・ 無	※受付年月日	年 月 日	
※決裁欄			※変更許可年月日	年 月 日	
			※変更許可番号	第 号	
			※処理区分	通知 年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第4号様式**（第5条、第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 ④

高知県立坂本龍馬記念館利用等変更許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立坂本龍馬記念館の利用施設の利用又は写真等の撮影の変更については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日		第 号	
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
変更前の許可に係る使用料の額				円	
変更後の許可に係る使用料の額				円	
許可の条件その他					

**第5号様式**（第6条関係）

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
(電話番号)  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立坂本龍馬記念館写真等撮影許可申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により高知県立坂本龍馬記念館における写真等の撮影の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影			
目 的				
撮影（利用）場所				
撮影（利用）責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号		
	氏 名			
撮影（利用）期間	年 月 日（ ） 時 分から	日間		
	年 月 日（ ） 時 分まで			
撮影者・撮影機の数	人（写真の撮影の場合） ・ 機（映画の撮影の場合）			
使用料の額	円			
その他参考事項				
※ 決 裁 欄			※ 使用料の額	円
			※ 受付年月日	年 月 日
※ 撮 影 の 変 更	有・無	※ 許 可 年 月 日	年 月 日	
※ 決 裁 欄		※ 許 可 番 号	第 号	
		※ 処 理 区 分	通知 年 月 日	
※ 許 可 の 条 件 そ の 他				

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第6号様式**（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立坂本龍馬記念館写真等撮影許可書

年 月 日付で申請のありました高知県立坂本龍馬記念館における写真等の撮影については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影			
目 的				
撮影（利用）場所				
撮影（利用）責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号		
	氏 名			
撮影（利用）期間	年 月 日（ ） 時 分から	日間		
	年 月 日（ ） 時 分まで			
撮影者・撮影機の数	人（写真の撮影の場合） ・ 機（映画の撮影の場合）			
使用料の額	円			
写真等の撮影（利用）の許可の条件その他				
注	<p>1 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例及び高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>2 写真等の撮影（利用）時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。</p> <p>3 写真等の撮影（利用）に際しては、この高知県立坂本龍馬記念館写真等撮影許可書を必ずお持ちください。</p> <p>4 写真等の撮影（利用）に際しては、高知県立坂本龍馬記念館の関係職員の指示に従ってください。</p> <p>5 写真等の撮影（利用）の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>			

**第7号様式** (第8条関係)

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 ④  
(電話番号)  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕

高知県立坂本龍馬記念館資料等撮影等許可申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により高知県立坂本龍馬記念館における資料等の撮影等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的			
利 用 方 法	撮 影 ・ 複 写 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ そ の 他 ( )		
利 用 者 名			
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
利 用 資 料 等	名 称	数 量	備 考
使 用 料 の 額	円		
そ の 他 参 考 事 項			

- 注 1 「利用目的」欄は、資料等を利用する目的、利用の形態（印刷媒体及び部数など）等を具体的に記入してください。  
2 「利用方法」欄は、該当する事項を○で囲んでください。  
3 「利用者名」欄は、実際に資料等の撮影等をする者の氏名を記入してください。

**第8号様式** (第9条関係)

様

第 号  
年 月 日

高知県知事



高知県立坂本龍馬記念館資料等撮影等許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立坂本龍馬記念館における資料等の撮影等については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 方 法	撮 影 ・ 複 写 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ そ の 他 ( )		
利 用 者 名			
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
利 用 資 料 等	名 称	数 量	備 考
使 用 料 の 額	円		
資 料 等 の 撮 影 等 の 許 可 の 条 件 等 其 他			
注	<p>1 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例及び高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 2 この高知県立坂本龍馬記念館資料等撮影等許可書は、資料等の撮影等の際高知県立坂本龍馬記念館の関係職員に提示するとともに、利用期間中携帯してください。 3 資料等の撮影等に際しては、高知県立坂本龍馬記念館の関係職員の指示に従ってください。 4 資料等の撮影等の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>		

## 第9号様式（第10条関係）

No.	切	No.		
坂本龍馬記念館		坂本龍馬記念館		
観覧券（副）	取	観覧券		
¥	り	¥		
	線			
		1 1日1回当日限り有効	高 知 県 立	
		2 日付印のないものは無効	坂 本 龍 馬 記 念 館	

備考 この観覧券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

## 第10号様式（第10条関係）

No.	切	No.		No.
坂本龍馬記念館		坂本龍馬記念館		坂本龍馬記念館
観覧券（副）	取	観覧券		観覧券（副）
¥	り	¥		
	線			
		1 1日1回当日限り有効	線	
		2 日付印のないものは無効		

備考 この観覧券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。



## 第11号様式（第10条関係）

高知県立坂本龍馬記念館観覧券					No.
観覧者区分	観覧料 (1人)	人数	金額	受領印	
18歳以上の者 (高校生を除きます。)	団体	円	人	円	
	割引券提出				
合 計					
団体名					
所在地	電話番号				
代表者名					

- 備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。  
 2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。  
 3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立坂本龍馬記念館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。  
 4 観覧券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

## 第12号様式（第10条関係）

高知県立坂本龍馬記念館観覧券					No.
観覧者区分	観覧料 (1人)	人数	金額	受領印	
18歳以上の者 (高校生を除きます。)	個人	円	人	円	
	団体				
合 計					
請求金額	円×0.9= 円				
団体名					
取扱業者名					
所在地	電話番号				
代表者名					

- 備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。  
 2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。  
 3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立坂本龍馬記念館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。  
 4 観覧券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

**第13号様式**（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立坂本龍馬記念館利用料金承認申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により高知県立坂本龍馬記念館の利用料金を定めたいため、下記のとおり申請します。

記

## 1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

## 2 利用料金の申請額の根拠

## 3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

**第14号様式**（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立坂本龍馬記念館利用料金変更承認申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により高知県立坂本龍馬記念館の利用料金を変更したいため、下記のとおり申請します。

記

## 1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

## 2 利用料金の変更申請額の根拠

## 3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

**第15号様式**（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
(電話番号)  
〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立坂本龍馬記念館観覧料減額（免除）承認申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において読み替えて準用する同条例第13条の規定に基づき高知県立坂本龍馬記念館の観覧料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧目的及び減額又は免除を受けようとする理由					
観覧責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号			
	氏 名				
観 覧 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から		日 間		
	年 月 日 ( ) 時 分まで				
観 覧 人 数	人				
	(内訳)				
※ 観覧料の額の算定	正 規 の 観 覧 料 の 額		円		
	減額又は免除をする観覧料の額		円		
	決 定 し た 観 覧 料 の 額		円		
※ 決 裁 欄			※ 受 付 年 月 日	年 月 日	
			※ 決 定 年 月 日	年 月 日	
			※ 決 定 番 号	第 号	
			※ 通 知 年 月 日	年 月 日	
			※ 還 付 年 月 日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第16号様式**（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
(電話番号)  
〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立坂本龍馬記念館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において読み替えて準用する同条例第13条の規定に基づき高知県立坂本龍馬記念館における使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

利用等の責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号			
	氏 名				
利用等の目的 (催物の名称及び内容)					
利用施設等	ホール・企画展示室・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・資料等の撮影等				
利用等の期間	年 月 日 ( ) 時 分から		日 間		
	年 月 日 ( ) 時 分まで				
減額又は免除を受けようとする理由					
※ 使用料の額の算定	正 規 の 使 用 料 の 額		円		
	減額又は免除をする使用料の額		円		
	決 定 し た 使 用 料 の 額		円		
※ 決 裁 欄			※ 受 付 年 月 日	年 月 日	
			※ 決 定 年 月 日	年 月 日	
			※ 決 定 番 号	第 号	
			※ 通 知 年 月 日	年 月 日	
			※ 還 付 年 月 日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第17号様式**（第16条関係）

様

高知県知事

第 年 月 日 号



高知県立坂本龍馬記念館観覧料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立坂本龍馬記念館の観覧料の減額（免除）については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において読み替えて準用する同条例第13条の規定に基づき次のとおり承認します。

観覧目的及び減額又は免除を受けようとする理由				
観覧責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号		
	氏 名			
観 覧 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から	年 月 日 ( ) 時 分まで	日間	
観 覧 人 数				人
	(内訳)			
正規の観覧料の額				円
減額又は免除をする観覧料の額				円
決定した観覧料の額				円

**第18号様式**（第16条関係）

様

高知県知事

第 年 月 日 号



高知県立坂本龍馬記念館使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立坂本龍馬記念館の使用料の減額（免除）については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において読み替えて準用する同条例第13条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用等の目的（催物の名称及び内容）				
利 用 施 設 等	ホール・企画展示室・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・資料等の撮影等			
利 用 等 の 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から	年 月 日 ( ) 時 分まで	日間	
正規の使用料の額				円
減額又は免除をする使用料の額				円
決定した使用料の額				円

**第19号様式** (第17条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住 所  
氏 名 ㊞  
(電話番号)  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立坂本龍馬記念館観覧料還付請求書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において読み替えて準用する同条例第14条ただし書の規定に基づき高知県立坂本龍馬記念館の観覧料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

観覧料の納付年月日	年 月 日		
既納の観覧料の区分及び金額	区 分	人 数	金 額
		人	円
	合 計		
還付を請求する理由			
※ 還付金額の算定	観覧料の額	円	
	還付率	パーセント	
	還付金額	円	
	還付の根拠		

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第20号様式** (第17条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住 所  
氏 名 ㊞  
(電話番号)  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立坂本龍馬記念館使用料還付請求書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において読み替えて準用する同条例第14条ただし書の規定に基づき高知県立坂本龍馬記念館における使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。


利用等の責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号
	氏 名	
利用等の目的 (催物の名称及び内容)		
利用施設等	ホール・企画展示室・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・資料等の撮影等	
利用等の許可年月日及び許可番号並びに利用期間	年 月 日 第 号 年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで 日間	
還付を請求する理由		
使用料の納付年月日	年 月 日	
還付を請求する使用料の額	円	
既納の使用料の額	円	
※ 決定した使用料の額	円	
※ 還付する使用料の額	円	
※ 決 裁 欄	※ 受付年月日	年 月 日
	※ 決定年月日	年 月 日
	※ 決定番号	第 号
	※ 通知年月日	年 月 日
	※ 還付年月日	年 月 日

注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
2 使用料の領収証を添えてください。

**第21号様式**（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 

高知県立坂本龍馬記念館使用料還付決定通知書


年 月 日付けで請求のありました高知県立坂本龍馬記念館における使用料の還付については、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第15条第4項において読み替えて準用する同条例第14条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利 用 施 設 等	ホール・企画展示室・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・資料等の撮影等
使用料の納付年月日	年 月 日
既納の使用料の額	円
決定した使用料の額	円
還付する使用料の額	円

**第22号様式**（第23条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住 所  
氏 名   
(電話番号)

[法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名 ]

資料等寄贈（寄託）申込書

私所有の下記の資料等を高知県立坂本龍馬記念館に寄贈（寄託）します。

記

1 寄贈（寄託）する資料等

種 別	名 称	数 量	形 状	備 考

2 寄託期間（寄託の場合）

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他（寄託の場合）

- (1) 資料等の撮影、複写、模写又は模造等をし、これを公刊し、又は発売することを承諾（します・しません）。
- (2) 寄託期間中、災害その他の不可抗力により資料等を損傷し、又は亡失したときは、これに係る損害賠償の請求はしません。

**第23号様式**（第23条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 

資料等受領書

年 月 日付で寄贈（寄託）の申込みをいただきました資料等については、下記のとおり受領させていただきました。

今後は、高知県立坂本龍馬記念館において、寄贈（寄託）の趣旨を尊重し、有効に活用させていただきます。

記

1 寄贈（寄託）により受領した資料等

種 別	名 称	数 量	形 状	備 考

2 寄託期間（寄託の場合）

年 月 日から 年 月 日まで

注 寄託資料等の返還は、この受領書と引換えに行います。


**第24号様式**（第24条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第19条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
主たる事務所の所在地	（郵便番号 ー ）			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	（郵便番号 ー ）			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第19条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第18条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

**附 則**  
(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為として行う申請に必要な書類)

2 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年高知県条例第15号）附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う利用料金の承認の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条の規定の例による。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第57号**  
森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成30年度第1次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。  
平成30年2月1日  
高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林  
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	34.41	531.77
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	728.84	204.88
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.44	201.84
4 夜須川	香南市	4.06	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	805.39	109.45
6 吉野川	南国市の一部	1,363.22	88.02

上流	香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村		
7 鏡川	高知市の一部	163.88	8.96
8 本川地区	いの町の一部	605.06	20.58
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	591.23	131.10
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	124.30	122.50
11 四万十川上流	中土佐町の一部 構原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,366.08	196.42
12 伊与喜川	黒潮町の一部	43.66	44.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,380.01	368.92
14 大方地区	黒潮町の一部	69.45	79.32
15 松田川	宿毛市の一部	105.07	162.53
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	65.31	33.58
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	179.64	157.25

計	7,912.05	2,464.24
---	----------	----------

2 干害防備保安林  
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.10
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町	10.68
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.78
計		34.14

3 保健保安林  
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	75.78
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38



3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山市 大豊町 土佐町 大川村	44.87
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.96
5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	3.88
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計			149.87

-----  
**そ の 他**  
 -----

平成29年11月12日に実施した平成29年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成30年2月1日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力  
 受験番号

- 7 7 1 0 0 0 4
- 7 7 1 0 0 0 6
- 7 7 1 0 0 2 2
- 7 7 1 0 0 2 5
- 7 7 1 0 0 3 2
- 7 7 1 0 0 4 4
- 7 7 1 0 0 4 6
- 7 7 1 0 0 5 9
- 7 7 1 0 0 7 2
- 7 7 1 0 0 7 6
- 7 7 1 0 0 8 6
- 7 7 1 0 1 0 6
- 7 7 1 0 1 0 7
- 7 7 1 0 1 1 7
- 7 7 1 0 1 3 1
- 7 7 1 0 1 4 4
- 7 7 1 0 1 4 9
- 7 7 1 0 1 5 2
- 7 7 1 0 1 5 7

7 7 1 0 1 8 0  
 7 7 1 0 1 8 4  
 7 7 1 0 1 8 7